

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年4月11日（火）15:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから4月11日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いいたします。

先ほどの日本原電との会談についてお伺いします。まず、日本原電さんが8月末までの一部補正に応じる方針を示されました。まず、このことに対しての所感をお願いいたします。

○山中委員長 本日の会合において、日本原子力発電株式会社の社長と意見交換することができました。その場で委員会の意思として、K断層に関する連続性等に関して一部補正をして申請を出してもらうようお願いしたところ、同意を得られました。しっかりとした補正書が出てくるものというふうに信じております。

○記者 会談の最後で、改めてその行政指導として出す文書は、来週の委員会で決められるということでしたけれども、本日、行政指導されなかった理由は何かあるのでしょうか。

○山中委員長 改めてその指示書を委員会で決定をして、それを発出するという、そういう手続を取りたいということでございます。

○記者 内容自体は、先週の委員会で決められたことと変わらないけれども、改めて文書で出す意義というのは何でしょうか。

○山中委員長 本日同意をしていただいた内容を文書にして発出するということでございます。行政指導の形で発信するということでございます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ハシグチさん。

○記者 NHKの橋口です。よろしくお願いいたします。

今日は原電の社長からリーダーシップを取ってしっかり対応するという言葉がありました。以前の会見でも、社長のマネジメントに対して問題意識を持っていたと思うので

すけれども、この辺り踏まえて、今回のことを信頼できるというふうに考えていますでしょうか。

○山中委員長 本日かなり厳しく指導させていただいたつもりです。委員会としての意志を表させていただいたつもりです。社長としても、そのマネジメント体制をきちっと構築するチェック体制をしっかりとしますという宣言をいただいたものというふうに、受け止めております。その点についてはしっかりとした補正書が出てくるものと信じております。

○記者 委員からも審査に耐えられるような書類申請をということを釘を刺したと思えますけれども、審査に耐えられる資料というのはどういうふうなものだと委員長お考えですか。

○山中委員長 これまでも審査ができない状態が、かなり長い間続いているということについては、今日お話をさせていただきました。文字の間違いとか、そういう細かな話ではなくて、やはり審査に直結するような、例えば薄片のサンプルの採取場所が間違えているとか、あるいは審査に直結するようなデータに間違いがないような、きちんとした書類を出してくださいという、そういう指示をしたつもりです。

○記者 ありがとうございます。あと、その日本原電以外にも、例えば原燃の再処理工場の書類だったりとか、東電の柏崎刈羽3号機の書類の不備だったりとか、最近こうした状況続いているような感じもするのですが、こういう状況についてはどういうふうにお思いでしょうか。

○山中委員長 日本原電の場合には審査が全く先に進まないような状況でありましたので、その点については、他とは全く違う状況かなというふうに思っています。他のケースも好ましい状況ではないと思えますけれども、一部審査ができない状況であるということと、全く審査ができないという状況とはかなり異なるかなというふうに思っています。

○記者 改めてその事業者にどういうふうな姿勢で、審査書類作りというふうに対応すべきだと思いますか。

○山中委員長 やはり審査に臨む場合には、審査資料もそうですし、申請書についてもそうですけれども、きちんとしたチェック体制で臨んでいただきたい。間違いのない形で審査に臨んでいただきたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

マサノさん。

○記者 フリーランス、マサノです。

今の点で、引き続き敦賀の件なんですけれども、8月に出てきた審査書類に今おっしゃったような間違い、審査に直結するような間違いがあった場合、そのときはもう先におっしゃっていたように、それが最後として、そこでの判断ということになると思うので

すが、その場合、許可基準でいうと、必要な技術的能力がないという判断になるのでしょうかという確認です。

- 山中委員長 少なくとも今日、社長との意見交換の中で、私ども委員会としての意思決定をお伝えをして、社長としてもしっかりとした補正申請書を出すというふうに宣言されておりますので、しっかりとした補正申請書が出てくる、それに基づいて審査をしたいというふうに思っています。

少なくとも私ども委員会としての意思として、審査ができない状態をこれ以上長引かせることはないということはお伝えをいたしました。その上で社長としては、我々に対してしっかりとした申請書を出されるということを宣言されたものというふうに思っておりますし、それに基づいて審査をしたいというふうに思っています。

- 記者 ちょっと関連してなのですが、前回、先週の会見の中で申請するのは、事業者の権利で、審査をするのは多分義務なのだろうとおっしゃられたと思うのですが、ちょっとこれについて確認をさせていただきたいと思います。炉規法では、設置基準に適合しているときでなければ、許可をしてはならないということで、基準をクリアしないと許可してはならないという、これは義務だと思うのですが、それでよろしいですよね。

- 山中委員長 申請をする権利と審査をする義務ということで、審査をした上で何らかの基準を満たしていない部分があれば、それに基づいて判断をするということです。

- 記者 許可をしてはならないという義務だと確認しました。

あと、逆に設置しようとする者、事業者は委員会の許可を受けなければならないとなっているので、これも義務だと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

- 山中委員長 運転しようとする場合、許可を受けなければならないというのは、それは義務だと思いますけれど。

- 記者 はい、ありがとうございます。

逆に権利として定められているものについて確認したところ、取消しについては、原子力規制委員会は、いろいろな項目を挙げて取り消すことができる、ということで取消しについては、これは言わば、いわゆる権利ということで、そのほかは全部その規制基準として許可をしてはならない、許可を受けなければならないという義務なので、そういう理解でよろしいでしょうかという最終確認です。

- 山中委員長 ちょっとその義務権利の話。

- 黒川総務課長 ちょっとマサノさん、事務方から補足します。総務課長、黒川です。

あまり法的にいうと、その条文の語尾の部分がどちら側の権利で書いてあるか、義務で書いてあるのかというのは、それほど大きな意味を持つものとは考えていません。

つまり、申請をするという規定があれば、申請できるということであって、それについて行政側は何らかの応答しなければならない義務は当然にあるという、そういう一般的なことを委員長はおっしゃっているのだと思いますし、マサノさんが先ほど確認されたような個別の規定にそのように書いてありますので、個別の規定はそのように運用さ

れますけれども、それが例えばどちらかが何々しなければならないから、それは義務だとか、何々できると書いてあるから権利だと、そういうふうに、全てそういう読み方を
するものではないというふうに考えます。

○記者 ありがとうございます。ちょっと確認させていただいたのは、先ほど、今日、社長が、原電の社長が、きちんとやりますと言ったといっても、その言葉ではなくて、もしあの審査に耐えるものが出てこなければ、それは必要な技術的能力という基準に合致しない。そうすると許可をしてはならないとなるのだろうなと思ったからなのですが、それでよろしいでしょうか。しつこい確認ですみませんが。

○山中委員長 少なくとも仮定の話なので、しっかりと書類が出てくると考えておりますし、それに基づいて審査したいというふうに思っています。

○記者 次の、別の質問で短くさせてください。やはり先週の委員会の中で、緊急事態応急対策委員が、新たに任命された方がいますが、その中に山下俊一、福島県立医大の先生が選ばれたんですけれども、この方は3.11の直後に、福島で、「にこにこしている人には放射能が来ない、くよくよしていると放射能が来る。」という発言をされて非常にひんしゅくを買った方なんですけれども、こういった情報はあつての任命になるでしょうか。

○山中委員長 すみません、ちょっとその事実を知りませんでした。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

はい、サイトウさん。

○記者 新潟日報のサイトウと申します。よろしく申し上げます。

ちょっと話はずれて、東電の柏崎刈羽原発についてなのですが、本日午前中に5号機の管理区域内のランドリ建屋から火災が発生したということで、これについて委員長の受け止めをお願いします。

○山中委員長 報告を受けております。

5号炉の洗濯棟から火災が発生したということで、洗濯機から火災が発生したということを知っております。検査官も確認をしたということで、安全上特段の問題があるとは思っておりません。管理区域ですけれども、何か環境に放射性物質が放出されたというような事象は生じていないというふうに聞いております。安全上、問題はないと思います。

○記者 なかなか洗濯機から出火するというのは考えにくいことなのかなと思うのですが、現状でその原因だとか背景については何か報告だとか。

○山中委員長 まだ原因とか過程については報告を受けておりませんので、後日また報告を受けて判断することになるかと思っておりますけれども、現状で安全に何か問題があるような事象であるというふうには考えていません。

○記者 この火災について、何か規制委として今後対応というのはどんなことがあるでしょうか。

○山中委員長 原子力発電所の中で火災が発生するというのはどの場所でも好ましいことではありませんので、以前事務棟でパソコンから火災が発生したときにもコメントさせていただきましたが、そういうことがないようにきちっと気をつけていただくということかなというふうに思います。原子力発電所の安全に何か関わることはありませんけれども。

○記者 今ほどもありましたけれども、今年の1月に免震重要棟でノートパソコンが燃えたり、あと昨年にも昨年2月にも2件火災が相次いで見つかったり、これまでもかなり東電のKK（柏崎刈羽原子力発電所）だと火災が相次いでいますけれども、これについてはどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○山中委員長 発電所の中でやはり火災が多数発生するというのは好ましい状況ではありませんので、きちっとその辺の対策は取っていただきたいなというふうに思っています。原子力発電所の安全には関わりは直接ございませんけれども、やはり火災、多数発生するというのは好ましいことではありませんので。

○記者 分かりました。

すみません、あともう1件別件なのですけれども、3号機の高経年化の技術評価の審査書類でデータを流用していた問題で、東電が昨日補正書を提出したということで発表がありました。3月の審査会合では出した書類について、その原因調査の分析についてさらに徹底を求めるような発言もあったかと思えますけれども、今回新たに補正書が出てきたことについては、どのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○山中委員長 その辺の原因をきちっと究明してくださいというのは、1月に伺ったときにも社長にお話をしたところですし、改めて審査会合の中で確認をしていきたいというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

今日の定例会の議題6で、日本原燃の再処理工場の電灯切れで監視ができなくなっていた件なのですけれども、委員会として報告書の再提出を求めるというのはあまり例は多くないことなのかなと思うのですけれども、改めて今回の事案をどう受け止めているかお願いします。

○山中委員長 本事案というのはやはり、保障措置に関わる重要な事案であるというふうな理解をしております。国として対応を求められる事案でもありますので、きちっとやはり原因究明と対策を日本原燃には求めたいということで今日の原因究明、あるいは対

策では不十分だという委員会としての結論です。

この点については極めて重要な案件であるというふうな受け止めをしておりますので、14日に別件も含めて、社長と面談をいたしますので、そのときにもお話をさせていただいてきちっとした対応を取っていただこうというふうに思っています。

○記者 分かりました。

委員会の中でも御発言があったのですけれどもこの報告書の特にどの部分が不十分だというふうに委員長自身は、お考えなのでしょうか。

○山中委員長 やはり事象自身は安全上ものすごい重要な問題かという電球が切れたという、全消灯したということではございますけれども、これ保障措置上重要な事案であるということで、原因としてはやはり情報共有、それからマネジメントをきちっとしていただく、保障措置としての社としての体制をきちっと整えていただくということが大事かなというふうに思っていますので、そこを社長とは意見交換をさせていただいて、対応をきちっと取っていただこうかなというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

ハシグチさん、マサノさん、手を挙げていただいておりますけれども、ほかに1回目の方いらっしゃらなければお二人にいきたいと思います。よろしいですか。

それでは、ハシグチさん、お願いします。

○記者 NHK、ハシグチです。

すみません、原電とのCEO会議（原子力規制委員会と原子力事業者（経営責任者）との意見交換）のところで1点だけ確認させてほしいんですけども、前回の会見でも質問が出たと思うんですけども、「最後のつもりで臨んでほしい」という発言がありましたけども、先ほどこれ以上長引かせることはないというふうな趣旨だったと思うのですけれども、もうちょっと明確に言うかどうかというふうなことなのかというのをお聞かせいただけますか。

○山中委員長 これ委員会として先週も議論をさせていただきましたけども、これ以上審査ができない状態を、長引かせることはないというそういう意思表示であるということで、最後のつもりで臨んでいただきたいと、補正書をきちんと出してくださというふうなお願いでございます。

○記者 つまりだから、それができないともう許可・不許可の2択でしたか、どういうふうな選択があるというふうになるんですか。

○山中委員長 そのようなお願いをさせていただいたのできちっとした書類が出てくるものと私は信じております。その最後の書類で、審査をさせていただきたいというふうに思っています。

○記者 それで、だからどちらかの結論を出すということでもいいということですか。

○山中委員長 きちっとした書類が出てくるものと信じておりますし、それで審査を進めたいというふうに思ってます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ではマサノさんで終わりにしたいと思います。

お願いします。

○記者 すみません、再びフリーランス、マサノです。

伊方原発の件なのですけれども、今日は長期評価がマグニチュード7.6から8に見直されたけれども、既にマグニチュード8.4とか8.6を想定しているからこれは新しくしないっていうことになったと思うのですが、先日もちょっと東通のことで聞かせていただきましたが、その東日本大震災はマグニチュード9だったのに、長期評価ということでマグニチュード8程度で収まるという想定があって、そこに合わせるということは、素人から見るととても分かりにくいんですけれども、委員長は分かりますか。

○山中委員長 前回の東通とはちょっと違うと思います。いわゆる起こる場所が一緒で、マグニチュードが変わったという評価をしたということで、それはもう既にされていますということで特に新しい知見ではないでしょうという判断。

今日2点、中央構造体の話と日向灘との新知見の話と二つ出てきたと思うんですけど。それについては新知見ではないという四国電力の判断は正しいというそういう結論だったと思います。

○記者 その判断は分かるんですけども、これは規制委員会とか規制庁が決めていることではないですが、その元々の科学者たちが行った長期評価がマグニチュード8だという想定をしているところが、素人として理解できないんですけども、もっと大きい地震になってくる可能性があるではないかと思ってしまうのですが、どうでしょうか。

○山中委員長 そこはいわゆるその専門家の集団の予測ですので、委員長として何かそれに対して云々ということとは申し上げる立場にはないかなというふうに思いますけれども、どうですかね、これ、もう専門家が出された結論で、それが新知見ではないというそういう判断なんですけども、いかがですか。

○内藤安全規制管理官（地震・津波審査担当） 地震・津波審査部門の内藤です。

今日の日向灘の話ですけれども、あそこはプレート間としての地震を考えているのですけれども、その一部として日向灘の南海トラフ全体、東海まで含めた全体の話ではなくて、日向灘のところで起こったものが、地域における地震として想定する規模の地震という形で考えられていて、それをマグニチュードの規模としてどういう考え方でどう今のやつがもう少し大きいだろうということで判断をされています。

その部分については、やはり過去に起こった地震とかそういうのを見た上で、どういう形で動いているのかと。端的に言うと、半割れとかいう話が最近起こりましたけれども、ああいう形で全体で動くのか、どこか一部が動いた後でさらに動くのかとか、そ

ういったことについてはこれまでの起こった履歴とか、そういうことの研究成果を基に
どういう範囲を考えるべきかということについて議論されて、今回の結果になっている
というふうに認識をしております。

その部分で前よりも大きいものという形では発表されたのですが、既に審査
の中ではそれより規模の大きいものを想定していますので、審査として反映することは
もう対応はできているので、新たな知見として採用する必要はないという判断をしたと、
そういうことでございます。

○司会 では、ほかによろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—